

後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方全員が加入する医療保険制度です。

◆後期高齢者医療保険料決定通知書の送付

令和2年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知書を、7月15日に加入者の皆さんに送付しました。保険料は、特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書による徴収）の方がいますので送付された通知書をご確認ください。

また、併用徴収と記載されている方は特別徴収と普通徴収が年度内に切り替わりますのでご注意ください。なお、後期高齢者医療制度加入者で通知書が届かない場合は、税務課市民国保税班にご連絡をお願いします。

◆保険料の納付方法

後期高齢者医療制度の保険料は、原則として年金から納めていただくことになっていますが、市役所の窓口で申請することで、年金からの徴収を口座振替に変更することができます。10月分の年金から変更できますので、希望される方は8月4日までに税務課市民国保税班までお問い合わせください。※これまでの納付状況により、変更できない場合もあります。

◆保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少額が一定の要件を満たす場合、保険料が減免となります。詳しくは、7月中旬に広域連合から全被保険者に送付される資料をご覧ください。

◆8月から保険証が新しくなります

後期高齢者医療制度加入者には、7月下旬に新しい保険証をお送りします。8月1日以降は新しい保険証をお使いください。なお、医療機関での自己負担割合は、所得に応じて1割または3割となりますので保険証をご確認ください。

※保険料の滞納がある方には、窓口で保険証を交付する場合があります。

◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在、認定証の交付を受けている方で、今年度も引き続き住民税非課税世帯の方については、8月1日からの認定証を保険証と一緒に送付します。

また、新規に対象となる方には7月上旬に申請書を送付しています。申請書の提出をお願いします。

◆「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

現在、認定証の交付を受けている方で、今年度も住民税の課税所得が145万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方についても8月1日からの認定証を保険証と一緒に送付します。

また、新規に対象となる方には、7月上旬に申請書を送付しています。まだ提出されていない方は提出をお願いします。

◆保険証の受け取りにはご注意ください！

保険証・認定証は特定記録郵便で送付します。※昨年までは簡易書留郵便で送付していただきましたので、ご注意ください。

今までお使いの保険証（薄赤色）

有効期限
令和2年7月31日
※8月以降は使用できません。



新しい保険証（山吹色）

有効期間
令和2年8月1日～
令和3年7月31日
※7月下旬にご自宅へ送付。

◆問合先

- ・各種申請関係…市民課国保年金班 ☎ 32 - 3032
- ・保険料関係…税務課市民国保税班 ☎ 43 - 7505

◆各種申請窓口

- ・税務課市民国保税班、市民サービス班
- ・金浦市民サービスセンター
- ・市民課国保年金班

介護予防事業への参加をお待ちしています

☎ 地域包括支援センター ☎ 32 - 3045

介護が必要な状態にならないよう介護予防事業を実施します。

◆おいしく噛みぐ教室（約3カ月間で全6回コース）

むせる…口が渇く…飲み込みにくい…肺炎を繰り返す…。皆さんこんなことはありませんか。これらはお口の働きが弱くなってきているサインです。少しでもこのようなことが気になっているあなた！おいしく食べて元気に過ごすためのコツを楽しく学びましょう。きっとあなたの介護予防に役立つ教室になります。

時期 8月中旬から10月下旬までの全6回コース
会場 スマイル
定員 15人程度
申込期限 7月29日(水)

※申し込みいただいた方に詳しい日程を送付します。
※送迎もありますのでご利用ください。
※申し込みは先着順となりますので、お早めにお申し込みください。



国民健康保険税納税通知書を送付しました

☎ 税務課 市民国保税班 ☎ 43 - 7505

令和2年度国民健康保険税の納税通知書を7月15日に世帯主宛てに送付しました。国保税は、医療費等の貴重な財源となりますので、各期限内納付にご協力をお願いします。

※国保税の納税義務者は世帯主です。（世帯主本人が国保に加入していなくても納税義務者は世帯主となります）

※送付件数が多いため、お手元に届くまでお時間がかかることもあります。郵便事情につきご了承願います。

※国保加入者（5月以降に国保を抜けた方も含まれます）がいる世帯で、納税通知書が届かない場合は税務課市民国保税班までご連絡ください。

◆限度額等が変更となりました

安定的な財政運営のため医療給付分、介護分の課税限度額、均等割額の軽減判定基準が見直され変更となりました。

均等割額の軽減判定基準の変更については、納税通知書および同封のチラシをご確認ください。

◆必ず納付方法をご確認ください

世帯の状況等によって、今までは年金から引き落としされていた納付書による納付に切り替わったり、10月以降に年金からの引き落としが始まる場合があります。

◆便利な口座振替をご利用ください

口座振替を申し込みされまると、納期限日にご指定の口座から自動的に納税できます。納付のたびに窓口に出かける必要がなくなり、納め忘れの心配もありません。

◆新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が減少した方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年比で3割以上減少するなど、一定の要件を満たす方は保険税が減免となります。詳しくは、市HPおよび納税通知書へ同封のチラシをご確認ください。

◆コンビニ納付・スマホ決済に対応

令和2年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が、コンビニ・スマホ決済（PayPay・LINEPay 請求書払い）で納付できるようになりました。※コンビニで納付する場合は、ホチキスなどで留めないでください。

児童扶養手当現況届の提出

☎ 子育て支援課 ☎ 32 - 3040

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するために支給されます。手当の認定を受けた方（所得制限により支給停止となっている方も含む）は、現況届の提出が必要となりますので、8月中旬に提出してください。案内書類は7月20日前後に送付します。

【現況届・受付日程】

期 日	会 場	時 間
8月1日(土)	スマイル 集会室	
8月3日(月)、4日(火)	象潟保健センター 保健指導室	9:00～12:00
8月5日(水)	金浦保健センター 1階和室	13:00～16:30
8月6日(木)、7日(金)	仁賀保庁舎 大ホール	

※都合の良い会場・時間帯をご利用ください。お待ちいただく場合もありますので、時間に余裕をもってお越しください。

左記日程以外は子育て支援課で受け付けています。担当が不在の場合もありますので、必ず事前にお電話にてご予約ください。（土日、祝日を除く）



◆児童扶養手当の一部支給停止措置について

児童扶養手当受給開始後5年が経過すると手当の一部が支給されなくなります。これまでどおり受給するには届出が必要です。該当の方には通知を同封しますので、現況届とあわせて提出してください。

令和2年度「にかほ市敬老式」を中止します

☎ 長寿支援課 ☎ 32 - 3042

市では毎年9月から10月にかけて75歳以上の市民を対象に敬老式を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症から参加者の健康と安全面を守ることを優先し、今年度の敬老式を中止としました。ご理解のほどよろしくお祈りいたします。なお、「にかほ市金婚式」の開催については、今後の「広報にかほ」で随時お知らせします。

